

# 岡山市ミニバスケットボール連盟規約

## (名 称)

第一条 本連盟は、岡山市ミニバスケットボール連盟(以下、連盟)と称す。

## (事務局)

第二条 本連盟は、事務局を総務委員長宅に置く。

## (組 織)

第三条 本連盟は、岡山市内及び近隣地区を拠点として活動する男女別々のミニバスケットボールチームをもって組織する。

## (競技者)

第四条 チームに所属する競技者は岡山市内及び近隣地区の小学校に就学し、当該年度の4月1日時点で12歳未満の者とする。ただし、過年齢であっても小学校に就学している場合は競技者と認める。

チーム登録の競技者は1人1チームとし、二重登録は認めない。

チームに登録した競技者が、チームを移籍する事情が生じた場合は、日本バスケットボール協会U12カテゴリー登録・移籍運用細則に従い、移籍を申請し、承認を得るものとする。

なお、日本バスケットボール協会にチーム・選手登録を行っていないチームが移籍に関わる場合は移籍申請書を当連盟理事長に提出し、常任理事会の承認を得るものとする。

## (日 的)

第五条 本連盟は、岡山市内及び近隣地区におけるミニバスケットボールの健全なる普及と発展を図り、併せて各チーム間の親睦を図ることを目的とする。

## (事 業)

第六条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 岡山県バスケットボール協会U12部会との提携
- (2) 岡山市バスケットボール協会との提携
- (3) 各種競技会、講習会、研修会の開催
- (4) その他、連盟の目的を達成するために必要な事項

## (役 員)

第七条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 長 1 名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 必要な人数
- (6) 理 事 各チームの代表者及び理事会の推薦による若干名
- (7) 監 査 2 名
- (8) 専門委員 各専門委員会に委員長1名、副委員長若干名
- (9) 会長、副会長は、理事会の推薦によって就任する。会長は連盟を代表する。  
副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (10) 理事は加盟チームの代表者及び理事会で推薦されて会長が委嘱した者とする。  
理事は理事会を構成する。
- (11) 理事長、副理事長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。理事長は連盟の全ての業務を統括する。副理事長は理事長の補佐をする。

- (12) 常任理事は、理事会において選出し、会長が委嘱する。常任理事は常任理事会を構成し、理事会の決定または承認した事業を執行するとともに、第五条の目的を達成するための事業を企画、運営し、併せて理事会に提出する原案を作成する。
- (13) 専門委員は、常任理事会において推薦し、理事長が委嘱する。委員は、連盟の事業を執行するために、専門委員会を構成する。
- (14) 専門委員会は次の通りとし、委員長は委員会を統括する。副委員長は委員長の補佐をする。
- |        |           |        |
|--------|-----------|--------|
| ①総務委員会 | ⑤審判委員会    | ⑨MC委員会 |
| ②財務委員会 | ⑥広報委員会    |        |
| ③競技委員会 | ⑦TO委員会    |        |
| ④技術委員会 | ⑧普及・育成委員会 |        |
- (15) 監査は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。監査は連盟の会計及び活動を監査する。
- (16) 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。欠員が生じた時はその補充を行ない、補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問・参与)

- 第八条 (1) 本連盟に顧問及び参与を各若干名置くことができる。
- (2) 顧問及び参与は常任理事会及び理事会の推薦により会長が委嘱する。
- (3) 顧問及び参与は会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(会 議)

- 第九条 本連盟の諸事を決定する会議は理事会とする。
- (1) 理事会の開催は、年に一度開催する定例理事会と臨時理事会とし、会長が召集し、その議長となる。
- (2) 理事会は、理事又はその代理者の3分の2以上の出席をもって成立する。決議は出席者の過半数をもって決定し、賛否同数のときは、議長が決定する。
- (3) 理事会は、次の事項の決定及び承認をする。
- |            |            |
|------------|------------|
| ①事業計画      | ④顧問及び参与の推薦 |
| ②予算・決算     | ⑤規約の改正     |
| ③役員の推薦及び選出 | ⑥その他の必要事項  |
- (4) 理事会で決定しなければならない事柄についても、必要に応じ常任理事会で決議することが出来る。但し、理事会で事後承認を得なければならない。
- (5) 常任理事会は理事長が招集し、その議長となる。
- (6) 常任理事会は、常任理事の3分の2以上の出席をもって成立する。決議は出席者の過半数をもって決定し、賛否同数のときは、議長が決定する。

(会 計)

- 第十条 本連盟の会計は次の通りとする。
- (1) 会計は加盟費、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに当てるものとし、競技会等に要する費用は別途徴収する。
- (2) 本連盟の加盟費は3,000円、会費は年額2,000円とする。
- (3) 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

- 付 則
- ・ この規約は平成 3年 4月 1日より施行する。
  - ・ 平成17年 4月 9日より一部改正する。
  - ・ 平成21年10月10日より一部改正する。
  - ・ 平成24年 4月 1日より一部改正する。
  - ・ 平成25年 4月20日より一部改正する。
  - ・ 平成26年 4月19日より一部改正する。
  - ・ 平成26年 9月27日より一部改正する。
  - ・ 平成29年 4月15日より一部改正する。
  - ・ 平成30年 4月21日より一部改正する。
  - ・ 平成31年 4月20日より一部改正する。